

IV経営諸指標

1. 利益率（法定）

（単位：％）

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.18	0.14%	△ 0.18
資本経常利益率	4.15	3.13%	△ 4.11
総資産当期純利益率	0.09	0.06%	△ 0.09
資本当期純利益率	1.95	1.35%	△ 1.93

（注）1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率（法定）

（単位：％）

(単位：%)

区 分		令和４年度	令和５年度	増 減
貯 貸 率	期 末	14.32	15.50	1.19
	期中平均	13.50	14.37	0.87
貯 証 率	期 末	2.89	2.78	△ 0.11
	期中平均	2.94	2.71	△ 0.23

（注）1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	84,730	82,598
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	36,843,608	36,444,216
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	237,715,136	232,461,351
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	505,790	361,189
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	505,790	361,189
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,283,379	6,192,191
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	243,998,515	238,653,542
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.09%	15.27%

(注)

- 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」 (平成18年金融庁・農水省告示第2号) に基づき算出しています。
- 2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	4,306,949	-	-	5,908,020	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,601,355	-	-	4,601,664	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	18,422,537	-	-	16,187,879	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,300,051	130,005	5,200	1,300,051	130,005	5,200
我が国の政府関係機関向け	4,307,650	50,102	2,004	4,307,720	50,103	2,004
地方三公社向け	1,200,566	-	-	1,200,579	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	578,720,319	115,744,064	4,629,762	547,948,213	109,589,643	4,383,585
法人等向け	1,832,909	125,765	5,030	1,982,730	353,269	14,130
中小企業等向け及び個人向け	8,943,219	5,068,058	202,722	10,406,240	6,312,635	252,505
抵当権付住宅ローン	6,066,102	2,045,423	81,816	5,486,695	1,842,075	73,683
不動産取得等事業向け	425,599	413,360	16,534	391,787	387,947	15,517
三月以上延滞等	1,528,270	212,828	8,513	640,711	262,496	10,499
取立未済手形	72,855	14,571	582	107,841	21,568	862
信用保証協会等保証付	74,521,578	7,254,240	290,169	78,745,497	7,680,431	307,217
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	5,584,784	5,578,938	223,157	5,946,443	5,946,443	237,857
（うち出資等のエクスポージャー）	5,584,784	5,578,938	223,157	5,946,443	5,946,443	237,857
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	62,842,310	100,571,986	4,022,879	62,748,316	99,523,541	3,980,941
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等および及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	25,163,480	62,908,700	2,516,348	25,163,480	62,908,700	2,516,348
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	37,678,830	37,663,286	1,506,531	37,584,836	36,614,841	1,464,593

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和4年度			令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
証券化	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの算入されるものの額	-	505,790	20,231	-	361,189	14,447
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	774,677,058	237,715,136	9,508,605	747,910,393	232,461,351	9,298,454
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)		774,677,058	237,715,136	9,508,605	747,910,393	232,461,351	9,298,454
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		6,283,379		251,335	6,192,191		247,688
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		243,998,515		9,759,940	238,653,542		9,546,142

(注)

- 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

項目・区分		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	774,677,058	102,431,420	21,021,692	1,528,270	747,910,393	106,913,175	19,621,535	640,711
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		774,677,058	102,431,420	21,021,692	1,528,270	747,910,393	106,913,175	19,621,535	640,711
法人	農業	1,123,879	1,016,379	-	-	1,059,762	952,262	-	-
	林業	2,532	9	-	-	2,525	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	354,294	141,992	-	-	546,963	334,662	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	111,383	19,833	-	-	51,470	7,097	-	-
	電気ガス熱供給・水道業	33,644	-	-	-	53,550	-	-	-
	運輸・通信業	4,721,568	11,430	4,607,577	-	4,720,547	10,322	4,607,664	-
	金融・保険業	607,787,417	-	2,801,286	-	577,448,333	-	2,801,293	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	5,173,253	1,183,415	-	-	5,102,995	1,114,029	-	-
	日本国政府・地方公共団体	22,989,344	9,376,517	13,612,827	-	20,745,145	8,532,567	12,212,577	-
	上記以外	4,380,466	58,126	-	-	5,975,859	60,677	-	-
	個人	91,561,985	90,623,716	-	1,525,520	95,894,378	95,872,508	-	640,711
	その他	36,437,287	-	-	-	36,308,860	29,047	-	-
業種別残高計		774,677,058	102,431,420	21,021,692	1,525,520	747,910,393	106,913,175	19,621,535	640,711
	1年以下	564,895,715	3,389,389	-		537,722,265	2,438,400	-	
	1年超3年以下	19,371,858	2,538,457	-		2,310,619	2,310,619	-	
	3年超5年以下	3,507,201	3,507,201	-		3,856,362	3,856,362	-	
	5年超7年以下	4,420,478	4,420,478	-		4,418,713	4,217,753	200,959	
	7年超10年以下	6,565,877	6,364,935	200,942		6,791,587	6,791,587	-	
	10年超	100,642,315	79,821,565	20,820,749		104,097,645	84,677,069	19,420,575	
	期限の定めのないもの	75,273,611	2,389,392	-		88,713,200	2,621,382	-	
残存期間別残高計		774,677,058	102,431,420	21,021,692		747,910,393	106,913,175	19,621,535	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,036,027	847,450		1,036,027	847,450
個別貸倒引当金	2,331,162	2,135,765	22,772	2,308,390	2,135,765

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	847,450	472,311		847,450	472,311
個別貸倒引当金	2,135,765	2,005,318	108,973	2,026,791	2,005,318

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目・区 分		令和4年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
	国 内	2,395,731	2,141,610	82,772	2,312,959	2,141,610
	国 外	-	-	-	-	-
地域別計		2,395,731	2,141,610	82,772	2,312,959	2,141,610
法人	農業	60,000	-	60,000	-	-
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	57,820	57,472	-	57,820	57,472
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	47	-	-	47
	金融・保険業	1,293	-	1,293	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	569,666	565,163	-	569,666	565,163
	上記以外	-	-	-	-	-
	個 人	1,706,950	1,518,928	21,479	1,685,471	1,518,928
業種別計		2,395,731	2,141,610	82,772	2,312,959	2,141,610

(単位：千円)

項 目・区 分		令和5年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
	国 内	2,141,610	2,005,318	108,973	2,026,791	2,005,318
	国 外	-	-	-	-	-
地域別計		2,141,610	2,005,318	108,973	2,026,791	2,005,318
法人	農業	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	57,472	-	-	57,472	-
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	47	-	-	47	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	565,163	535,141	-	565,163	535,141
	上記以外	-	-	-	-	-
	個 人	1,518,928	1,470,177	108,793	1,410,135	1,470,177
業種別計		2,141,610	2,005,318	108,793	2,032,817	2,005,318

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

項 目・区 分		令和4年度			令和5年度		
		格付	格付	計	格付	格付	計
		あり	なし		あり	なし	
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	37,022,910	37,022,910	-	36,260,776	36,260,776
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	74,451,902	74,451,902	-	78,694,120	78,694,120
	リスク・ウェイト20%	600,596	578,844,778	579,445,374	600,605	548,102,597	548,703,202
	リスク・ウェイト35%	-	5,830,723	5,830,723	-	5,258,319	5,258,319
	リスク・ウェイト50%	-	1,338,102	1,338,102	-	430,147	430,147
	リスク・ウェイト75%	-	6,955,375	6,955,375	-	8,620,390	8,620,390
	リスク・ウェイト100%	-	44,897,965	44,897,965	-	45,041,449	45,041,449
	リスク・ウェイト150%	-	77,013	77,013	-	99,695	99,695
	リスク・ウェイト250%	-	25,163,480	25,163,480	-	25,163,480	25,163,480
その他		-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		600,596	774,582,252	775,182,848	600,605	747,670,977	748,271,582

(注)

- 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,806,621	-	-	3,806,685	-
地方三公社向け	-	1,200,566	-	-	1,200,579	-
金融機関向け及び証券会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	2,500	607,013	-	4,001	609,581	-
中小企業等向け及び個人向け	116,979	149,349	-	87,932	126,662	-
抵当権住宅ローン	79	100,652	-	792	84,834	-
不動産取得等事業向け	-	7,806	-	-	3,926	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	779,267	-	-	807,567	-
合 計	119,559	6,651,278	-	92,727	6,639,838	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテク

ションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	33,644	33,644	53,550	53,550
非上場	31,019,931	31,019,931	31,056,374	31,056,374
合 計	31,053,575	31,053,575	31,109,924	31,109,924

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	223,033	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	359,556	-	453,347

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	－
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスク算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50％相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NI Iに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NI I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NI Iと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	5,824	5,495	-	-
2	下方平行シフト	-	-	105	232
3	スティープ化	9,220	9,006		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	673	1,560		
7	最大値	9,220	9,006	105	232
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	36,928		36,444	